

議会運営委員会 H27. 12. 17 (木)

開 会 10:21
散 会 10:35

1. 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

(1) 議員報酬の一部改正(案)について

○武藤明美委員から、次のとおり発言された。

・県民生活の苦しい状況や人事委員会勧告が未実施で先延ばしの状況の中で、議員報酬の一部改正については反対である。

武藤明美委員の発言に対し、各委員から次のとおり発言された。

(指山清範委員)

・理事会で決定したことに反対意見を出されるのは、理事会制度の否定につながる。理事会で決まったとおりにしてほしい。

・いろいろな意見があることはわかっているが、理事会で諮る前に副委員長になぜ伝えなかったのか。

・理事会で、条例案には反対で提出者にはならないが、取扱いについて理解を得ていると聞いており、今、条例案の提出に反対と言うのはおかしい。

(藤崎輝樹理事)

・諸会派を代表しての出席であれば、意見集約し出席してもらわないと議運の体をなさない。諸会派にはいろいろな意見がある中で、議運の場で日本共産党の意見を発言されることは、ほかの諸会派の方は承知しているのか。

(内川修治委員)

・理事会を否定するつもりはないが、諸会派にいろいろな意見があることを前提に、議運を議論の場として参加しており、武藤委員からこの議運で発言することについては聞いている。

(武藤明美委員)

・最初から提出者にならないし、反対ということは述べている。

・理事会制度を否定するものではない。

・副委員長には、各会派の意見を聞いて報告しており、その意見は理事会の中に反映してもらっている。

(留守茂幸委員)

・議会運営が円滑に進むように議運があって、議運が円滑に進むように理事会制度をとっているのだから、そこは尊重してほしい。反対は武藤委員の条例案に対する意思表示であるが、ここは議会運営を円滑にどう進めていくかの議論の場であり、個人の議員の意見を述べて、どうしようとしているのか。

(武藤明美委員)

・この議運の場で、全会一致で賛同して条例案を提出するのではなく、反対の意見があったことを反映させたい。

・いろいろ意見があると思うが、採決をお願いしたい。

○ 資料1のとおり条例案を改正することについて、採決を行い、賛成多数により決定された。

(2) 議員報酬の一部改正(案)の取扱いについて

○ 理事会における申し合わせのとおり、自由民主党、県民ネットワーク、自民党・鄙の会及び壮三会の各議員が提出者となり、12月18日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決することが申し合わされた。

2. 委員長報告の順序について

○ 「総務」「文教厚生」「産業」「県土整備」の各常任委員会、11月20日に実質審議が行われた「有明玄海・環境対策特別委員会」、11月25日及び12月16日に実質審議が行われました「佐賀空港問題等特別委員会」、12月14日に実質審議が行われた「さが創生対策特別委員会」、11月4日から11月17日まで開催された「決算特別委員会」の順と申し合わされた。

○ 12月14日に開催された「交通・観光対策等特別委員会」及び12月16日に開催された「原子力安全対策等特別委員会」は継続審査手続きのみであるため、従来どおり継続審査申出書による文書報告と申し合わされた。

3. 意見書案の調整状況について

○ 原田寿雄委員が調整中と報告された。

4. 最終日(12月18日)の議事について

(1) 議案修正の有無について

○ 各会派修正なしと報告された。

(2) 議案・請願の討論の有無について

○ 自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

5. 次回議会運営委員会等の開催日時について

○ 最終日(12月18日)の議会運営委員会の開催時間は午前10時、本会議の開催時間は午前11時目途と申し合わされた。

6. その他

○ 本日の本会議の開議時間は、12月4日の議会運営委員会で午前11時目途と決まっている旨、確認された。

7. 執行部発言の有(無)

議第 号議案

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

佐賀県議会議員の受ける期末手当に係る期末手当基礎額を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

平成 年 月 日提出

提出者

